

交付金はいろいろな活動に使えます！

今一度、交付金の対象となる活動について振り返ってみましょう。農業を営むうえでこんなことに交付金が使えたら良いのにとと思う多くのことに活用できる仕組みとなっています。

たとえば、水路や農道の草刈りだけではなく、

* 鳥獣害防護柵の設置 * 子供たちとの生き物調査

* 学校との交流活動 * 優良組織の視察研修など

これまで取り組んでいなかった活動にチャレンジして地域活性化を図りましょう。



子供たちとの生き物調査

地域での話し合いを進めてください！

農地維持支払交付金に取り組む組織については、活動期間内に地域資源保全管理構想を作成することとなっています。

農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたって次の世代に、どのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、構想として書面に取りまとめる必要があります。

◎まずは、話し合いの場を持つことから始めましょう。

◎農業や地域が抱える問題について、日ごろの思いを言葉に出してみましょう。

この制度の目指すところは、**地域の人たちが寄り合い、話し合うことが最も大切である**ので、ご理解をお願いします。

お気軽に御相談ください！

協議会では平成28年度も引き続き、以下の3名の推進員を配置し、活動組織の支援を行っています。

<相談の例>

- ・ 事業の取り組みや交付金の活用について
- ・ 実績報告書や地域資源保全管理構想等の作成について
- ・ 水路、農道等の長寿命化工事について



森田一三
南丹ブロック



大槻尚武
中丹ブロック



本田明日公
丹後ブロック

推進員への相談希望は、最寄りの市町村担当課まで連絡をお願いします。

